



労働災害について

労働災害とは

業務上、または通勤による負傷、疾病病気になった場合
労災保険の給付、補償が受けられます



申請できる方

雇用形態に関わらず、賃金を受ける全ての労働者

申請方法

- ・まずは会社の労災の窓口該当するかどうか問い合わせして下さい
- ・労災に該当するかどうかわからない場合や、明らかに業務上災害にもあるにもかかわらず会社から労災には該当しないと言われた場合などは、会社の住所地を管轄する労働基準監督署に相談して下さい。

給付内容

労災病院や労災指定医療機関等で、無料で治療を受けることができたり、療養のため賃金がもらえない場合の所得補償や、障害が残った場合の補償などがあります。→ 詳細は裏面へ

※当院は労災指定医療機関です



～受けられる給付の内容～

(治療した時)

◆療養（補償）給付

業務または通勤が原因となった傷病の療養を受ける時の給付

(休業した時)

◆休業（補償）給付

業務または通勤が原因となった傷病の療養のため、労働することができず、賃金を受けられない時の給付

(1年6ヶ月を経過した時)

◆傷病（補償）年金

業務または通勤が原因となった傷病の療養開始後、1年6か月たっても傷病が治ゆ（症状固定）しないで障害の程度が傷病等級に該当する時の給付

(症状固定した時)

◆障害（補償）給付

業務または通勤が原因となった傷病が治ゆ（症状固定）して障害等級に該当する身体障害が残った時の給付

(死亡した時)

◆遺族（補償）給付

労働者が死亡した時の給付

◆葬祭料・葬祭給付

労働者が死亡し葬祭を行った時の給付

◆介護（補償）給付

障害（補償）年金または傷病（補償）年金の一定の障害により、現に介護を受けている時の給付

患者総合サポートセンターでは、説明やご質問をお受けしています。

ご不明な点はソーシャルワーカーまでお問合せください。

伊勢原協同病院 患者総合サポートセンター 0463-94-2111(代表)

※記載の内容は、2024年7月の情報に基づいています。今後の制度等の改正により、内容に相違点が生じる可能性があります。